

事 務 連 絡

令和 8 年 1 月 9 日



独立行政法人労働者健康安全機構

三重産業保健総合支援センター 所長 殿

三重労働局労働基準部

健康安全課長

「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」
の一部改正等について

平素は、労働基準行政の推進に御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

橋梁等の塗料を剥がす作業における剥離剤中毒等による労働災害防止について「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」（令和 2 年 8 月 17 日付け基安化発 0817 第 1 号）及び「剥離剤等を用いず乾式により剥離等作業を行う場合において注意していただきたい事項」について、技術動向等を踏まえ別添の新旧対応表のとおり改正されましたので、貴団体におかれましても、傘下会員事業場、団体等に対して本改正内容の周知等に御協力を賜りますようお願い申し上げます。